

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付 申請が必要な方へのお知らせ

国は市を通じて高校生以下の子育て世帯に給付金を支給します。

★申請不要で給付金を受け取ることができる方に対しては、12月27日に支給が完了しています。

以下に該当する方は、給付金を受け取るための申請が必要です。

1. 申請が必要な方

- ①高校生年齢児童のみを養育している方
- ②公務員の方（令和3年9月分の児童手当を受給した方）
- ③令和3年12月17日以降出生した児童を養育している方

★特例給付^{*1} 受給相当の所得がある方は、給付金の対象外です。

^{*1} 父母いずれかの所得が児童手当の所得制限額以上の場合に、1人5千円／月を支給するもの。

2. 支給額

対象児童1人につき、10万円

3. 申請方法

上記の①～③の方には申請書を送付いたします。必要書類を添付し
令和4年1月31日（月）までに社会福祉課へご提出ください。

★提出書類により確認した結果、**所得面で対象外となることがあります。**
目安となる所得金額については、市のホームページをご確認ください。



↑津久見市HP

4. 必要書類

- (1) 令和3年度所得証明書…**令和3年1月1日時点で津久見市に住所がない方のみ**
※**申請者と配偶者**双方の所得証明書が必要です。
※公務員の方は、所属庁から発行された受給状況証明書を添付いただければ
所得証明書は不要とします。
- (2) 児童の住民票…**児童の住所が津久見市にない方のみ**
- (3) 振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）

5. 問い合わせ先

内閣府コールセンター TEL 0120-526-145 (9:00～20:00 土・日・祝含む)
津久見市社会福祉課 TEL 0972-82-9519 (平日 8:30～17:00)

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市や国の職員がATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに上記問い合わせ先又は警察にご連絡ください。